

農山漁村振興交付金公募要領

農泊推進対策（広域ネットワーク推進事業「優良事例の情報発信」）

第1 はじめに

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込み、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行である「農泊」の推進を図ることとされています。

また、平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進計画」においては、滞在型農山漁村の確立・形成に関して、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現するとともに、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域活性化等に取り組む優良事例（以下、「農山漁村の優良事例」という。）を全国へ発信する取組により、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上を図ることとされています。

このため、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上に向けて、農山漁村の優良事例を国内及び海外へ発信し、幅広い層の認知度向上を図る取組に対し、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付します。

振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この要領を御覧ください。

また、交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出ください。

公募期間：平成30年8月20日（月）から平成30年9月5日（水）まで
（郵送の場合も同日必着）

第2 事業内容等

この要領により公募を行う事業は、次の1に掲げる取組とし、その事業内容、事業実施主体等については、次のとおりです。

1 事業内容

事業の内容は、優良事例の情報発信です。なお、具体的な事業内容、公募上限額及び公募予定数は、別表に定めるとおりです。

2 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる者とします。

特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人、民間企業

3 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、補助金の交付決定の日から平成 31 年 3 月 31 日までとします。

第 3 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

(1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添 1）

提案書には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画について記入していただきます。

なお、交付金の対象となる経費については、別紙 1 を参照してください。

(2) 組織の概要、活動内容等を示す以下に掲げる資料（提案書に添付すること。）

ア 設立趣意書、定款、寄附行為及び規約

イ 提案者の活動内容の概要が分かる資料

ウ 過去 3 年間の事業報告（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合、その内容が確認できる資料、また、設立して間もない団体については、設立後現在までの間についての事業実績が分かる資料）

エ 過去 3 年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書、また、設立して間もない団体については、設立後現在までの間の資料）

オ 役員・職員名簿及び組織図

カ 取組を主導する運営責任者（プロジェクトマネージャー）のこれまでの取組実績、履歴、企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力等の判断に資する資料

キ 事業費の算出決定の根拠となる資料

2 応募に当たっての留意事項

提案者が、提案書類の提出から過去 3 年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

3 書類の提出方法等

(1) 提出方法

第 8 に記載する書類提出先に御持参又は御郵送願います。

(2) 提出期限

平成 30 年 9 月 5 日（水）17 時まで（郵送の場合も同日必着）

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書及び添付資料（以下「提案書等」という。）に、虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ 提出する提案書等は、1 提案者につき 1 点に限ります。

ウ 提出部数は 1 部です。

エ 書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

オ 提出された書類については、機密保持に努め、審査以外には使用しません。

第 4 説明会の開催

本事業に関する公募に係る説明会を以下のとおり開催します。出席者は、1 提案者につき 1 名程度とします。

なお、当該説明会への出席は、応募に当たっての必須条件としません。

日時：平成 30 年 8 月 27 日（月） 11：00 ～ 12：00

場所：農林水産省 農村振興局第 2 会議室（本館地階 部屋番号 本 048）

東京都千代田区霞が関 1-2-1

第 5 提案書の選定等

1 審査方法

農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）は、外部有識者等による選定審査委員会を設置し、2 に掲げる審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案者から提出された提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に振興交付金を交付する候補者（以下「補助金等交付候補者」という。）の案を決定します。なお、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

2 審査の観点

(1) 事業の趣旨、目的の理解度

- ・ 事業の趣旨や目的を理解しているか

(2) 事業の実現性と効率性

- ・ 実現性のある計画となっているか
- ・ 計画の実現に向け、効率的かつ適切な経費支出となっているか

(3) 事業遂行のための技術力、組織運営の妥当性

- ・ プロジェクトマネージャーのもと、事業実施に必要な人材や体制が確保さ

れているか

- ・ 適切な経理処理能力を有しているか

(4) 別表の事業内容に対する各実施手法の妥当性、取組の効果

3 審査結果の通知等

農村振興局長は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、補助金等交付候補者を選定し、補助金等交付候補者となった提案者に対して、その旨を、それ以外の提案者に対しては補助金等交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。また、その通知の中で、第6の1の申請に当たって条件を付することがあります。

選定の通知は、補助金等交付候補者となったことをお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定されることとなります。

なお、補助金等交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、補助金等交付候補者とならなかった提案者の中から、補助金等交付候補者を選定する場合があります。その際は、事前に該当する提案者には連絡します。

第6 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

補助金等交付候補者は、通知を受けてから1月以内に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を農村振興局長に申請し、その承認を受けてください。

なお、事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、申請者へ事前に連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため以下の資料が必要となります。対象経費の精査により、交付金の対象経費とならない経費が認められる場合がありますので御了承願います。

- (1) 賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料
- (2) 旅費については、旅費規程など適切な根拠資料
- (3) 外部委託については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料等

2 交付金の支払手続

補助金等交付候補者は、国の指示に従い速やかに、交付要綱の第5に定める交付申請書を作成し、農村振興局長に提出してください。

その後、農村振興局長から発出する交付決定通知の通知日以降に、振興交付金の対象となる事業を開始することができます（通知日以前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。）。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

- (1) 振興交付金の申請者は、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、別に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、農村振興局長に提出してください

- い。
- (2) その後、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。

第7 事業実施に当たっての留意事項

1 成果物等の帰属について

本事業を実施することにより作成した著作物（WEBサイト、ポスター、リーフレット、図、表、写真、動画、データ等）に関する著作権は交付事業者に帰属しますが、国が公共の利益のため特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該著作権を利用し、又は利用させる権利を求める場合には、交付事業者は無償で当該権利を国又は利用者に許諾することとします。

また、交付事業期間中及び交付事業終了後5年間において、交付事業者は、交付事業の成果により生じた著作権について、国以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農林水産大臣に協議して承諾を得ることとします。

なお、本事業の一部を交付事業者から受託する団体にあっても同様にこれらの条件を遵守することとし、交付事業者と交付事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、交付事業開始前に、両方で協議・調整を行ってください。

2 収益状況の報告及び納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、実施要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

3 交付金の返還について

交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して交付金を使用した場合は、交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがありますので御注意願います。

4 罰則について

不正な手段により交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、御協力をお願いします。

第8 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に電話又はFAXにより御連絡いただきますようお願いいたします（問合せ時間：10:00～17:00 ※平日のみ）。

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

TEL : 03-3502-8111 (内線 5451)

FAX : 03-3595-6340

別紙1 対象経費の区分等

区 分	経 費
1 人件費	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕、翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（ただし退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

注意点

- 1 支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。
- 2 交付決定通知日以前に発注、購入、契約等を実施したもの及び既に支出されている経費は、本事業の交付対象とはなりません。
- 3 交付対象経費として計上する経費には、他の官公庁や自治体等の支援制度を併用することは認められません。
- 4 本事業の遂行に関係のない経費（例えば、飲食、煙草、手土産、接待等に要するもの）は交付対象とはなりません。

別表

事項	具体的な事業内容	公募上限額及び公募予定数
優良事例の情報発信	<p>農山漁村の優良事例を国内及び海外に発信する取組により、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上を図り、もって農山漁村で行われている「農泊」の取組を推進する。</p> <p>(1) SNS の活用・運用 国内及び海外において、特に情報伝達力の高い SNS (インスタグラム等) を効果的に活用し、幅広い層に対して農山漁村の優良事例地域への認知度向上及び関心を高めるため、農山漁村の優良事例地域 (140 地域程度) から画像を中心とした情報等を収集又は撮影し、日本語及び英語で継続的に発信すること。なお、11 月初旬に発信を開始すること。</p> <p>(2) 優良事例地域のプロモーション動画の制作・発信 農山漁村の優良事例地域 (1 地域程度) のプロモーション動画を制作し、国内及び海外の幅広い層に向けて発信すること。また、動画を活用することにより、(1) の SNS 及び下記の Web サイトへの誘導を図ること。</p> <p>※ (1) 及び (2) の取組については、本交付金のうち (農泊推進対策 (広域ネットワーク推進事業) 「優良事例の横展開」) により整備した Web サイトと連携し、より効果的な情報発信を行うこと。</p> <p>(3) Web 広告等の出稿 (1) の SNS 及び (2) の動画へのアクセス数やフォロワー数を増加させ、農山漁村の優良事例地域の認知度向上につなげるための、Web 広告等を展開する。</p> <p>(4) マルシェの開催等 農山漁村の優良事例地域の認知度向上のため、都内においてマルシェの開催 (30 地域程度) 及び国内イベントへの出展を行い、農山漁村の優良事例地域が、直接国内の幅広い層と交流し、優良事例の情報発信を行う機会を設ける。なお、マルシェの開催に当たっては、会場、出展者、関係機関等と適切な調整を行い、円滑な実施となるよう取</p>	1,500 万円を上限として、1 事業実施主体を公募します。

り組むとともに、来場者等に対してのアンケート調査などにより、情報の収集・分析を行い、(1)及び(2)の取組と組み合わせた効果的な情報発信の実施を行う。

(5) 優良事例集の作成

農山漁村の優良事例の取組について、都道府県、市町村、地域活性化に取り組む団体等、全国の農山漁村地域への情報発信及び(4)の取組や国内で開催される各種地域活性化に関するイベント等での配布を想定し、優良事例の取組を紹介するパンフレットを作成する。

(6) 効果測定

(1)～(3)の取組により、農山漁村の優良事例地域の認知度がどれだけ向上したのか、どのような層の消費者がどのようなコンテンツに対し反応しているか等を明らかにし、月2回程度、分析結果を取りまとめるとともに、認知度を向上させるための改善案を検討し反映させ、次年度以降の情報発信方法の基礎となるよう取りまとめる。